

簡易専用水道のしおり

簡易専用水道とは

【水道法第3条第7項】

「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

【水道法施行令第2条】

法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

登録検査機関による検査の受検義務について

簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2及び水道法施行規則第56条の規定に基づき、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関による検査を毎年1回以上定期的に受検することが義務づけられています。

検査内容の詳細については、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」（平成15年7月23日、厚生労働省告示第262号）で規定されています。

なお、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関のうち、簡易専用水道の管理の検査を行う区域に香川県を含む検査機関については、次のホームページを参照してください。

簡易専用水道検査機関（国土交通省）	簡易専用水道検査機関（環境省）
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_suisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_suishitsu_02a.html	https://www.env.go.jp/water/water_supply/suishitsu/02a.html
	

【水道法】

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令の定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

【水道法施行規則】

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境大臣）が定めるところによるものとする。

施設の管理及び水質検査について

簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2及び水道法施行規則第55条の規定のに基づき、以下の内容を実施することが義務づけられています。

【水道法】

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令の定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

【水道法施行規則】

第55条 法第34条の2第1項に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

※高松市は上記項目の他、以下の施設管理の実施を指導しています。

- 1ヶ月に1回、定期的な水槽の点検
地震や凍結、大雨などで汚染される恐れがある場合は、臨時に、迅速な点検を行ってください。
- 1日に1回、給水栓における水の色、濁り、異臭、味等の官能検査
給水栓における水の色、濁り、におい、味、そのほかの状態により、水に異常を認めるときは、必要な水質検査を実施してください。

水の外観チェックの方法

定期的に蛇口からの水を、汚れのない透明なコップに採ります。この際、採る時間と場所を大体一定にしておくこと、変化を比較しやすくなります。まず透かして色・濁りをチェックし、塩素以外の異臭の有無、味の異常を確認します。

- 毎週1回以上の給水栓における残留塩素濃度の測定

※書類の保管は下記のとおりです。

- 水槽の清掃記録、点検記録、水質検査記録等の3年間の保存
- 施設図面の常時保管

給水停止及び利用者への周知

供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、**直ちに給水を停止**してください。かつ、その水を使用することが危険であることを**利用者**に周知してください。

万一、事故が起きた場合

保健所（TEL:087-839-2865）へ連絡し、指示に従ってください。汚染原因を調査の上、必要な改善措置をとり、給水再開については保健所の指示に従ってください。

問い合わせ先

高松市保健所生活衛生課 環境衛生係

〒760-0074 高松市桜町一丁目10番27号 TEL:087-839-2865 FAX:087-839-2879